

特別管理産業廃棄物収集運搬事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

道内の建設工事等で排出される産業廃棄物を、排出者と書面で委託契約を結んだ上に、適正に処理できる処理施設まで運搬する。

その際、廃棄物の飛散、流出、悪臭を防止する為、収集運搬基準を遵守し、マニフェストを使用する。

マニフェストは、5年間保管する。

- ・廃油はドラム缶に入れ流出のないように密閉し、運搬時は緊縛し十分注意をする。
- ・廃石綿等は破碎しないように二重梱包し、運搬時は飛散防止の為、シートを二重に掛けて運搬する。
- ・汚泥はフレコンパックに入れ密閉し、上部にもシートで養生し飛散・流出を防止する。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

| | (特別管理)産業廃棄物の種類 | 運搬量 (t/月又は m ³ /月) | 性状 | 予定排出事業場の 名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称及 び所在地（処分場の 名称及び所在地） |
|----|---|-------------------------------------|-----|-------------------------------------|--|------------------------------------|
| 1 | 廃油 (揮発油類、 灯油類及 び軽油類) | 1t/月 | 液状 | 木古内町及びその他 周辺市町村の工事現 場より | なし | JX金属苫小牧ケミカ ル(株) 苫小牧市勇払152番地 |
| 2 | 廃石綿等 | 2t/月 | 固形状 | 同上 | 同上 | (株)C&R 苫小牧市静川5番地の 4 |
| 3 | 汚泥 (特定有害 物質を含む もの。詳細 は別紙のと おり) | 5m ³ /月 | 泥状 | 木古内町及びその他 周辺市町村の公共施 設及び教育施設より | 同上 | JX金属苫小牧ケミカ ル(株) 苫小牧市勇払152番地 |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

| 3. 運搬施設の概要 | | | | | |
|-----------------|----------------|--------------------|---------------------|----------|-----|
| (1) 運搬車両一覧 | | | | | |
| | 車体の形状 | 自動車登録番号 又は車両番号 | 最大積載量 (kg) | 所有者又は使用者 | 備 考 |
| 1 | キャブオーバ | 函館100あ1822 | 1,850 | (株)手塚産業 | |
| 2 | ダンプ | 函館100さ6788 | 3,850 | (株)手塚産業 | |
| 3 | ダンプ | 函館130あ1712 | 8,200 | (株)手塚産業 | |
| 4 | ダンプ | 函館130あ1863 | 8,100 | (株)手塚産業 | |
| 5 | ダンプ | 函館100か3271 | 8,400 | (株)手塚産業 | |
| 6 | ダンプ | 函館100か3379 | 8,600 | (株)手塚産業 | |
| 7 | ダンプ | 函館100か3378 | 8,600 | (株)手塚産業 | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 事務所の所在地 | | 北海道上磯郡木古内町字瓜谷122番地 | | | |
| 駐車場の所在地 | | 北海道上磯郡木古内町字瓜谷122番地 | | | |
| (2) その他の運搬施設の概要 | | | | | |
| 運搬容器等の名称 | 用 途 | 容 量 | 備 考 | | |
| ドラム缶 | 廃油の運搬 | 200リットル | 排出業者が用意 | | |
| フレコンパック | 汚泥の運搬 | 1000リットル | 排出業者が用意 | | |
| ドラム缶 | 汚泥（水分の多量な物）の運搬 | 200リットル | 排出業者が用意 | | |
| アスベスト回収袋 | 廃石綿の運搬 | 126リットル | 排出業者が用意 二重梱包すること | | |

(3) 積替施設又は保管施設の概要

積替え、保管は行わない

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

・計画概要

木古内町及びその他周辺近隣市町村の工事現場、建築物の解体（民家・工場・店舗等）に伴い発生する、廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃石綿、汚泥（公共施設、教育施設の授業等に伴い発生する特定有害物質を含む汚泥等）を収集運搬する。

・車両毎の用途

全車共通で許可品目全てを運搬する。

・業務時間

月曜日～土曜日 午前8時～午後5時（8時間）とする。（昼休み1時間を除く）

・休業日

休日、祝日、年末年始とする

従業員数の内訳

令和3年 7月 12日現在

| 申請者又は申請者の登記上の役員 | 政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人 | 相談役、顧問等申請者の登記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合計 |
|-----------------|----------------------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 3人 | 0人 | 0人 | 3人 | 8人 | 14人 | 7人 | 36人 |

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

- ・法の収集運搬基準を遵守する。
- ・運搬車両の外側に産業廃棄物の運搬車である旨等の表示をし、必要庵書面(委託契約書、産業廃棄物管理票等)を運搬車に備え付ける。

- ・廃油についてはドラム缶に入れ流出の内容に密閉し、運搬時は緊縛し十分に注意をする。
- ・汚泥はフレコンパックに入れ密閉し、上部にもシートで養生し、飛散・流出を防止する。
- ・水分の多量な汚泥については、ドラム缶に入れ流出の内容に密閉し、運搬時は緊縛し十分に注意をする。

なお、廃石綿等は次のとおりにする。

- ・廃石綿等は破碎しないように二重梱包し、運搬時は飛散防止の為、シートを二重に掛けて運搬する。